

2022年6月28日 改定

会 社 定 款

株式会社オーバル

会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社オーバルと称する。その英文名は OVAL Corporation と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①オーバル歯車式およびその他各種流量計の製作ならびに販売
- ②計測管理およびエネルギー管理用諸機器、諸装置の製作ならびに販売
- ③計装および環境制御に関する諸工事ならびにこれに関連する諸機器の製作販売
- ④電気工事業、管工事業および機械器具設置工事業
- ⑤コンピューターソフトウェアの開発、実施権の許諾および販売
- ⑥製版、印刷、製本、複写およびその製品の販売
- ⑦損害保険代理業
- ⑧その他前各号に付帯する一切の事業および投資

第3条（本店）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

第6条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

第9条（単元未満株主の権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④単元未満株式の買増しを請求する権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第11条（基準日）

1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第12条（株式取扱規程）

当社の質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他の株式および新株予約権に関する事項は取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

第14条（議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が、これを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合においては、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって、これをなすものとする。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議事録）

1. 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第21条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。

第22条（累積投票の排除）

取締役の選任については、累積投票によらない。

第23条（取締役の任期、補欠）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第24条（代表取締役および役付取締役）

1. 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、業務の都合により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

第25条（役付取締役の職能）

1. 取締役社長は、取締役会の決議に基づき一切の業務を総理する。
2. 専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して当社の業務を統括または分掌し、取締役社長に事故があるときは、専務取締役または他の取締役が順次その職務を代理する。

第26条（取締役会の招集）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。
2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がその職務を代行する。
3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に

従い他の取締役がその職務を代行する。

4. 前三項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 27 条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より 5 日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
2. 取締役会は取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

第 28 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってする。

第 29 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 30 条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 条第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 31 条（取締役会の議事録）

1. 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置くものとする。

第 32 条（相談役、顧問）

業務の都合により取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。

第 33 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

第 34 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 35 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 36 条（監査等委員会）

当社は、監査等委員会を置く。

第 37 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 38 条（監査等委員会の招集手続）

1. 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日より 5 日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 39 条（監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってする。

第 40 条（監査等委員会の議事録）

1. 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
2. 監査等委員会の議事録は、10 年間本店に備え置くものとする。

第 41 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第47条（剰余金の配当ならびに中間配当金）

1. 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録株式質権者に支払うものとする。
2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録の株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下中間配当金という）を行うことができる。
3. 中間配当金の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3ヵ月内に取締役会で定める。

第48条（剰余金の配当金の除斥期間）

剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払確定の日から満3年を経過したときは、その支払いの義務を免れるものとする。

附則

第1条（社外監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第94期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めによる。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。
3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 43 年 5 月 30 日 改定
昭和 44 年 11 月 28 日 改定
昭和 49 年 11 月 29 日 改定
昭和 57 年 5 月 27 日 改定
昭和 62 年 5 月 28 日 改定
平成 2 年 6 月 28 日 改定
平成 3 年 6 月 27 日 改定
平成 4 年 6 月 26 日 改定
平成 6 年 6 月 29 日 改定
平成 10 年 6 月 26 日 改定
平成 13 年 10 月 1 日 改定
平成 14 年 6 月 27 日 改定
平成 15 年 6 月 27 日 改定
平成 16 年 6 月 29 日 改定
平成 18 年 6 月 29 日 改定
平成 21 年 6 月 26 日 改定
平成 24 年 5 月 1 日 改定
平成 25 年 6 月 26 日 改定
平成 28 年 6 月 28 日 改定
2022 年 6 月 28 日 改定